

## 中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置について

令和6年9月20日部会決定

令和8年1月30日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の小委員会を置く。  
大気汚染物質小委員会  
自動車排出ガス総合対策小委員会
2. 大気汚染物質小委員会においては、光化学オキシダント、微小粒子状物質等（有害大気汚染物質は除く）の環境基準の設定・再評価及び対策に関する事項を調査審議する。
3. 自動車排出ガス総合対策小委員会においては、自動車排出ガスに関する総合的な対策に係る事項を調査審議する。
4. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気・騒音振動部会の決議とすることができる。
5. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。